

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、厚生労働省が定める「介護保険法」第 115 条及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第 4 条に基づき、更別村地域包括支援センター及び更別村介護予防支援事業所から、利用者または、その家族の方へ説明すべき重要事項を記載したものです。

1 はじめに

- ・ 「要支援 1」「要支援 2」の認定を受けた方は、「介護予防サービス」を利用することができます。
- ・ 「要支援 1」「要支援 2」の認定を受けた方又は基本チェックリストで、事業対象者と判定された方は、「介護予防・生活支援サービス事業」を利用することができます。
- ・ 介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の利用にあたっては、予め当事業所と契約の上、「介護予防サービス・支援計画」の作成を行う必要があります。
- ・ 介護予防サービス・支援計画の作成ならびに介護予防サービス・支援計画に基づく介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、当事業所において実施します。

2 事業所の概要

(1) 事業所名、所在地等

事業所名	更別村地域包括支援センター・更別村介護予防支援事業所
所在地	更別村字更別 1 9 0 番地 1
事業所指定番号	第 0104700117 号（更別村介護予防支援事業所）
連絡先	TEL0155-53-3000
営業日	月曜日から金曜日（年末年始・祝日を除く）
サービス提供時間	8：30～17：15
サービス提供地域	更別村全域

(2) 事業所の職員体制

職 種	常 勤（兼務）
管理者	1（兼務）
保健師	3（兼務）
社会福祉士等	2（兼務）

3 事業所の方針等

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう配慮して行います。
- (2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行

います。

- (3) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、利用者の心身の状況やその置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (4) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思等を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (5) 事業の実施に当たっては、更別村、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民の自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めます。
- (6) 事業者は、介護予防サービス・支援計画書の作成後においても、利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (7) 前項の介護予防サービス・支援計画書の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- (8) 上記のほか「介護保険法」（平成9年法律第123号）条及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第37号。以下「基準」という。）を遵守します。

4 利用料金

- (1) 介護予防支援の利用料金は下表のとおりです。（1単位単価＝10円）
ただし、法定代理受領のため、利用者負担は発生しません。

項目	単位(1月につき)	備考
介護予防支援及び 介護予防ケアマネジメント費	442単位	
初回加算	300単位	新規に利用を開始する月に加算されます。
委託連携加算	300単位	

- (2) 介護保険料を滞納されると、法定代理受領ができなくなる場合があります。この場合は、一旦(1)の額の料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行します。この証明書を更別村役場保健福祉課の窓口へ提出されますと、全額払い戻しを受けることができます。（利用者の介護保険料の滞納の額等によっては、全額が払い戻されない場合があります。）
- (3) 2のサービス提供地域内では交通費は無料ですが、サービス提供地域外に訪問する場合の交通費は、サービス提供地域との境界から目的地までの移動に実際に要した額をお支払いいただきます。

5 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、更別村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。ただし、その損害のうち、利用者や利用者の家族により発生したものについては、この限りではありません。

6 苦情相談窓口

(1) 更別村地域包括支援センター

更別村字更別190番地1 更別村福祉の里総合センター内 TEL 53-3000

(2) その他

北海道国民健康保険団体連合会

札幌市中央区南2条西14丁目 TEL 011-231-5175 (苦情相談直通)

令和 年 月 日

上記により重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	更別村字更別190番地1
	事業所名	更別村地域包括支援センター・更別村介護予防支援事業所
	設置者	更別村長
	説明者	_____

上記のとおり重要事項の説明を受けました。また、介護予防サービス計画を作成するために、利用者及び家族の状況等必要とされる情報をサービスの提供を行う関係機関、事業者等に提示することに同意します。

<利用者> 住所_____

氏名_____

<代理人> 住所_____

氏名_____

(利用者との関係_____)